

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第51期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部門長 星野 清孝
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木2丁目30番1号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部門長 星野 清孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## 連結経営指標等

回次	第50期 第1四半期連結 累計期間	第51期 第1四半期連結 累計期間	第50期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	5,862	4,600	20,984
経常利益(百万円)	656	47	1,241
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失( )(百万円)	398	411	306
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	30	626	282
純資産額(百万円)	28,416	27,208	27,930
総資産額(百万円)	32,420	30,776	31,361
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	26.00	26.89	20.00
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	25.98	-	-
自己資本比率(%)	86.7	87.7	88.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第50期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、第50期第1四半期連結累計期間及び第50期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

5. 第51期第1四半期連結累計期間の、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第50期連結会計年度の、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月11日に発生した東日本大震災及びその後の電力供給不足などにより企業活動が停滞し、個人消費も自粛が見られ、先行きが極めて不透明な状況となりました。

当社グループが関連する電子部品業界におきましても、電力供給の制約やサプライチェーンの寸断などの影響を受け厳しい経営環境で推移いたしました。今後、大震災によるマイナス影響が軽減し、正常化していくものと思われませんが、円高リスクもあり、今後も予断を許さない状況が続くものと想定しております。

このような経営環境の中、当社グループは基幹事業であるエンブラ事業では、成長市場・成長顧客に対する受注活動の強化、新規顧客参入・顧客シェア拡大のための商品力アップと強みの強化、半導体機器事業では、グローバルサポート体制の推進、特徴を持ったソリューション開発、価格競争力・生産技術力の構築、オプト事業では、差別化技術によるグローバル市場での販売拡大、新市場への参入及び市場の創生に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の連結売上高は4,600百万円（前年同期比21.5%減）となり、収益面におきましても、営業利益は41百万円（前年同期比93.7%減）、経常利益は47百万円（前年同期比92.7%減）となり、四半期純損失は411百万円（前年同期は398百万円の四半期純利益）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### エンブラ事業

生産体制の再構築、低コストでの量産技術を武器にしたアジアでの事業成長を図ってまいりました。自動車機器市場における震災後の生産正常化の遅れから当第1四半期累計期間の連結売上高は2,709百万円（前年同期比11.5%減）、セグメント利益は2百万円（前年同期比99.1%減）となりました。

#### 半導体機器事業

グローバル経営のさらなる推進、新製品の開発、海外調達の拡大による市場競争力強化を図ってまいりました。その結果、当第1四半期累計期間の連結売上高は1,209百万円（前年同期比15.0%減）、セグメント利益は105百万円（前年同期比64.0%減）となりました。

#### オプト事業

新規顧客案件の開拓、製品コストダウンによる市場シェアの獲得、開発品のプロモーション活動推進を図ってまいりました。当第1四半期累計期間の連結売上高は682百万円（前年同期比50.5%減）、セグメント損失は66百万円（前年同期は74百万円のセグメント利益）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は30,776百万円となり、前連結会計年度末比585百万円の減少となりました。主な減少要因としましては、その他流動資産が136百万円増加したものの、現金及び預金で696百万円の減少がありました。

負債は3,567百万円となり、前連結会計年度末比136百万円の増加となりました。主な増加要因としましては、買掛金で223百万円及びその他流動負債で309百万円の増加、未払法人税等で78百万円及び賞与引当金で144百万円、退職給付引当金で80百万円の減少がありました。

純資産は27,208百万円となり、自己資本比率は87.7%と前連結会計年度末比で0.8%減少しております。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### 1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式は証券取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様ご意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。そこで当社は、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を導入させていただきました。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先端技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、エンブラ、光学、半導体など多様な事業展開を可能にする開発力、グローバルでの顧客対応力、強固な財務基盤、を強みとしております。

当社は平成20年度より経営陣を刷新し、不採算事業からの撤退、今後成長が見込まれる事業に経営資源を集中する等、収益性の改善に向けた諸施策を実施してきました。さらに平成21年度から業務執行体制を事業部制から機能本部制に刷新し、組織力、経営力の強化を図り、より一層、生産技術力、開発力、さらにはコスト対応力を高めることなどによるビジネス拡大を進めてまいります。

また、当社は、持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度を再導入し、「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進しております。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組

### (1) 本対応策に係る手続

#### 対象となる大量買付行為

本対応策は、( ) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または( ) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を「大量買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

#### 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

#### 必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、当社が買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を大量買付者に対して交付します。情報リストに従い大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

#### 取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、( ) 現金（円貨）のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または( ) その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

#### 独立委員会

独立委員会は、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守したか、大量買付者から提出される本必要情報が十分か否かの判断及び対抗措置の発動の是非等、当社取締役会が諮問した事項について当社取締役会に対して勧告を行う他、本対応策の見直しその他大量買付行為に関して独立委員会が必要と認める事項について当社取締役会に助言・勧告を行うことができるものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動の是非等の決議を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが

相当であると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### 対抗措置の発動の要件

当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に、大量買付者による大量買付行為が（ ）大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または（ ）当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められると判断される場合には対抗措置の発動を行い大量買付行為に対抗する場合があります。その際には独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決議いたします。

#### (2) 対抗措置の中止または発動の停止

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

#### (3) 本対応策の有効期限、廃止及び変更

本対応策の有効期限は、第48回定時株主総会の終結時より、平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 株主及び投資家の皆様への影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われなため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

#### 4. 具体的取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、導入されたものです。本対応策は、大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会が設置されていること、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものです。当社取締役会は、以上の理由により、本対応策は基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、115百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,400,000
計	62,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,232,897	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら、限定のない 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株で あります。
計	20,232,897	同左		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	20,232,897	-	8,080,454	-	2,020,114

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,911,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,304,000	153,040	-
単元未満株式	普通株式 17,897	-	-
発行済株式総数	20,232,897	-	-
総株主の議決権	-	153,040	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式及び証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ69株及び20株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エンプラス	埼玉県川口市並木 2-30-1	4,911,000	-	4,911,000	24.27
計	-	4,911,000	-	4,911,000	24.27

2【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	12,818,119	12,121,625
受取手形及び売掛金	4,763,017	4,866,061
有価証券	400,000	400,000
製品	660,651	659,169
仕掛品	314,002	345,515
原材料及び貯蔵品	417,698	460,016
その他	1,163,522	1,299,966
貸倒引当金	8,010	11,122
<b>流動資産合計</b>	<b>20,529,001</b>	<b>20,141,233</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	3,591,469	3,537,247
土地	3,157,460	3,150,355
その他（純額）	1,950,889	2,023,104
<b>有形固定資産合計</b>	<b>8,699,819</b>	<b>8,710,706</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	858,086	811,377
その他	39,250	38,885
<b>無形固定資産合計</b>	<b>897,336</b>	<b>850,262</b>
投資その他の資産	1,235,222	1,074,030
<b>固定資産合計</b>	<b>10,832,379</b>	<b>10,635,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,361,381</b>	<b>30,776,233</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	957,736	1,181,364
未払法人税等	207,404	128,939
賞与引当金	311,250	166,938
役員賞与引当金	39,226	10,677
災害損失引当金	29,249	9,964
その他	844,393	1,153,461
流動負債合計	2,389,259	2,651,345
固定負債		
退職給付引当金	89,523	9,277
役員退職慰労引当金	21,735	12,911
工場閉鎖損失引当金	757,000	757,000
その他	173,767	136,776
固定負債合計	1,042,026	915,965
負債合計	3,431,285	3,567,311
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,080,454	8,080,454
資本剰余金	10,021,143	10,021,143
利益剰余金	18,223,145	17,696,247
自己株式	6,965,033	6,965,061
株主資本合計	29,359,710	28,832,784
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,049	47,717
為替換算調整勘定	1,682,368	1,876,829
その他の包括利益累計額合計	1,613,319	1,829,111
新株予約権	165,221	186,340
少数株主持分	18,483	18,909
純資産合計	27,930,095	27,208,922
負債純資産合計	31,361,381	30,776,233

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	5,862,561	4,600,942
売上原価	3,549,655	2,969,483
売上総利益	2,312,906	1,631,459
販売費及び一般管理費	1,661,109	1,590,195
営業利益	651,796	41,264
営業外収益		
受取利息	10,457	10,573
受取配当金	11,517	11,223
その他	21,664	21,074
営業外収益合計	43,638	42,870
営業外費用		
為替差損	33,705	32,110
その他	5,401	4,175
営業外費用合計	39,106	36,285
経常利益	656,328	47,849
特別利益		
固定資産売却益	9,433	6,917
貸倒引当金戻入額	3,212	-
特別利益合計	12,645	6,917
特別損失		
投資有価証券評価損	-	161,004
固定資産除却損	14,870	7,363
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,108	-
事業再構築費用	-	120,378
その他	439	2,615
特別損失合計	26,418	291,361
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ( )	642,555	236,594
法人税、住民税及び事業税	191,720	62,790
法人税等調整額	32,208	111,151
法人税等合計	223,929	173,941
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失 ( )	418,626	410,535
少数株主利益	20,262	1,448
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	398,363	411,984

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	418,626	410,535
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	72,330	21,331
為替換算調整勘定	376,795	194,543
その他の包括利益合計	449,126	215,875
四半期包括利益	30,500	626,411
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	41,027	627,776
少数株主に係る四半期包括利益	10,527	1,365

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間  
（自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日）

（たな卸資産の評価方法の変更）

在外連結子会社における製品・仕掛品の評価方法は、従来、主として先入先出法による低価法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より主として総平均法による低価法に変更することといたしました。

また、在外連結子会社における原材料の評価方法は、従来、主として先入先出法による低価法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より主として移動平均法による低価法に変更することといたしました。

これらの変更は価格変動による損益計算への影響を平準化、在庫金額の確定の迅速化を図るとともに連結会社間の会計基準の統一化を目的に会計システムの変更を契機として行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額
投資その他の資産 37,000千円	投資その他の資産 37,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 351,614千円	減価償却費 342,810千円
のれんの償却額 444千円	のれんの償却額 -



(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	114,915千円	7.5円	平成22年3月31日	平成22年6月9日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月31日 取締役会	普通株式	114,913千円	7.5円	平成23年3月31日	平成23年6月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンブラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,060,799	1,422,429	1,379,332	5,862,561
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-
計	3,060,799	1,422,429	1,379,332	5,862,561
セグメント利益	284,971	292,801	74,023	651,796

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業利益となります。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	エンブラ事業	半導体機器事業	オプト事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,709,005	1,209,457	682,479	4,600,942
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-
計	2,709,005	1,209,457	682,479	4,600,942
セグメント利益又は損失( )	2,523	105,440	66,700	41,264

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書上の営業利益となります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	26円00銭	26円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	398,363	411,984
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	398,363	411,984
普通株式の期中平均株式数(株)	15,322,084	15,321,821
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	25円98銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	13,883	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、以下のとおりであります。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 25円79銭

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

自己株式の市場買付

当社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

400,000株(上限)

取得する期間

平成23年7月29日～平成23年9月30日

取得価額の総額

600百万円(上限)

取得の方法

東京証券取引所における市場買付

2【その他】

平成23年5月31日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....114百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....7円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年6月9日

(注) 平成23年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 日 下 靖 規

指定有限責任  
社員  
業務執行社員 公認会計士 石 川 喜 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンプラスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。